「市内事業者向けDX・AX実践セミナー」を開催します

「地域社会DX」の実現に向け、市内事業者向けセミナーを開催します。県内の先進事例をもとに、DXの進め方や補助金の活用、キャッシュレス化について専門家が解説します。

▶日　　時　12月8日㈫ 午後2時～4時30分（午後1時30分から受け付け）
▶場　　所　商工センター401研修室

【第1部】

▶内　　容　DXで新たなビジネスを始めた事例を紹介し、自社の現状や将来像を踏まえ、DXをどう活用できるかを考えます。
▶講　　師　株式会社Up's Consulting　中小企業診断士　村岡滋さん

【第2部】

▶内　　容　DXに活用できる補助金や、キャッシュレス化による業務効率化について解説します。
▶講　　師　埼玉県産業振興公社 DXコンシェルジュ
▶対　　象　市内事業者（個人事業を含む）に所属する方
▶定　　員　100人（先着順）
▶参 加 費　無料
▶共　　催　行田市、行田商工会議所、南河原商工会
▶申し込み　11月27日㈭までに二次元コードを読み取り必要事項を入力の上送信、または電話もしくは事業所名、所在地、業種、従業員数、電話番号、Eメールアドレス、参加者氏名を記載の上Eメールで申し込みください。
【Eメール】syoko@city.gyoda.lg.jp
▶問い合わせ　商工観光課産業振興担当
☎580―3012

電子申請・届出サービス

野焼きを行う場合は周辺に配慮をしましょう

野焼きは、法律や県条例で禁止されていますが、農業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却は、規制の対象外となっています。

しかしながら、稲わら、麦わら、もみ殻などの焼却に伴う煙や灰による体調不良、不快感、通行の妨げ、火災への不安、洗濯物への吸着など多数の相談が市へ寄せられています。稲わら、麦わら、もみ殻などは、田畑へのすき込みやたい肥として活用して、可能な限り焼却を控えるようお願いします。また、やむを得ず焼却を行う場合は、次の点に注意し、周辺に配慮しましょう。

- 風向きや風の強さを考慮し、煙、灰、においが周囲に飛散しないようにする
- 十分に乾燥させてから焼却する
- 近隣の方にあらかじめご理解をいただいた上で、迷惑にならないよう配慮する
- 焼却中はその場を離れず、完全に消火するまで見守る

▶問い合わせ　農政課農業振興担当 ☎580―3013

水城公園しのぶ池水抜きイベントのボランティアを募集します

水城公園のしのぶ池で水抜きと天日干しに伴う魚の捕獲や池底のごみ収集に協力いただけるボランティアを募集します。



水城公園しのぶ池

▶募集期間　11月2日㈰～16日㈪
▶作業日時　12月13日㈯午前9時～正午
※荒天中止（振替日:19日㈮午後1時～4時）
▶場　　所　水城公園
▶定　　員　一般50人（高校生以上）、親子50人25組（小・中学生のお子さん）
▶持 ち 物　汚れてもよい服装
▶申し込み・問い合わせ
市ホームページを確認の上、都市計画課公園担当☎550―1550

市ホームページ

行田市子ども読書活動推進計画（第4次）（案）に対する市民意見を募集します

教育委員会では、子どもの読書活動を推進するため、行田市子ども読書活動推進計画（第4次）の策定を進めています。

このたび、計画（案）がまとまりましたので、市民の皆さんから広く意見を募集します。

▶受付期間　11月10日㈫～12月10日㈬
▶閲覧場所　図書館、市政情報コーナー、南河原支所、市ホームページ
▶意見の提出が可能な方
⑴市内在住の方
⑵市内で事業を行っている方または団体など
⑶市内在勤・在学の方
⑷市に対して納税義務を有する方または団体など
⑸当該計画に対して利害関係を有する方または団体など
▶提出方法　前項のうち該当する番号⑴～⑸と、個人の場合は住所、氏名、電話番号を、法人など団体の場合は事務所の所在地、名称、代表者の氏名、電話番号を明記の上（様式自由）、持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかの方法で提出してください。
【持参・郵送】〒361―0032 行田市佐間3―24―7 行田市立図書館
【FAX】555―3770
【Eメール】tosyo@city.gyoda.lg.jp
▶そ の 他
・電話や口頭での受け付けは行いません。
・個別の回答は行いません。
・個人を特定できないように編集し、概要を市ホームページで公表します。
・意見に基づいて変更案を修正した場合は、その内容を公表します。
▶問い合わせ　図書館管理奉仕担当
☎556―4227

市ホームページ

人事行政の運営状況を公表します

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの人事行政の運営状況（給与公表に係る部分を除く）の概要を公表します。

なお、詳細は市ホームページおよび市政情報コーナーでご確認ください。

1 職員の任免および職員数に関する状況

（1）採用の状況

一般事務職	社会福祉士	土木技術職	保健師	保育士	学芸員	教育相談員	消防職	教育職（指導主事）	計
20人	3人	1人	3人	2人	2人	1人	4人	4人	40人

（2）退職の状況

定年退職	勧奨退職	普通退職	その他（死亡、免職、任期付、復帰等）	計
0人	4人	13人	4人	21人

2 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

（1）勤務時間の概要（標準的なもの）

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午～午後1時

（2）年次有給休暇の取得状況（一般職）

	令和6年	令和7年	対前年増減
平均取得日数	8.9日	8.8日	△0.1日

※期間は各年1月1日から12月31日までの1年間です。

（3）病気休暇、介護休暇および組合休暇の取得状況

病気休暇	介護休暇	組合休暇
40人	0人	0人

（4）育児休業等の取得状況

休業の種類／休業者の内訳		育児休業		育児短時間勤務		部分休業	
			うち新規		うち新規		うち新規
取得者合計		35人	24人	0人	0人	15人	4人
	うち女性	17人	7人	0人	0人	15人	4人
	男性	18人	17人	0人	0人	0人	0人

※上記以外の休業制度はありません。

（5）時間外勤務の状況

職員1人当たりの月平均時間外勤務時間数	8.6時間

3 職員の分限および懲戒処分の状況

（1）分限処分の状況

区　分	降任	免職	休職	降給
勤務成績が良くない場合	0人	0人	0人	0人
心身の故障の場合	0人	0人	11人	0人
職に必要な適格性を欠く場合	0人	0人	0人	0人
職制等の改廃等により過員を生じた場合	0人	0人	0人	0人
刑事事件に関し起訴された場合	0人	0人	0人	0人
条例で定める事由による場合	0人	0人	0人	0人

（2）懲戒処分の状況

区　分	戒告	減給	停職	免職
法令に違反した場合	0人	1人	0人	0人
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0人	0人	0人	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0人	1人	0人	0人

4 職員の退職管理の状況

令和7年度における定年退職者（課長級以上）の再就職はありません。

5 勤務条件に関する措置の要求の状況

令和7年度における勤務条件に関する措置の要求はありません。

6 不利益処分に関する審査請求の状況

令和7年度における不利益処分に関する審査請求はありません。

▶問い合わせ
人事課人事給与担当（内線208）

市ホームページ

市職員の給与などを公表します

市職員の給与・職員数について、常に適正化を図っています。このたび、平均給料月額などを表にまとめましたのでお知らせします。

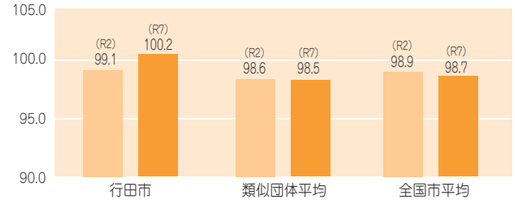
市ホームページ

1 職員給与費の状況

区　分	職員数A	給与費 給　料	給与費 職員手当	給与費 期末・勤勉手当	給与費 計　B	1人当たり給与費B/A
		千円	千円	千円	千円	千円
令和8年度	(436人) 536人	2,289,610	690,693	1,154,998	4,135,301	7,715

※職員数および給与費は一般会計当初予算に計上された額であり、水道事業、下水道事業、国民健康保険事業などの特別会計に係るものは含みません。また、職員手当には退職手当を含みません。なお、（　）は定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員）および会計年度任用職員のうち、短時間勤務職員に係る数値の外書きです。

2 ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
※類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

3 職員の初任給の状況（令和8年4月1日現在）

区　分		行田市	埼玉県	国
一　般	大学卒	237,600円	237,600円	232,000円
行政職	高校卒	206,700円	206,700円	200,300円

4 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況

（令和7年4月1日現在）

① 一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
行田市	42.0歳	330,827円	382,941円
埼玉県	41.7歳	327,898円	377,657円
国	41.9歳	332,237円	414,480円
類似団体	41.8歳	326,597円	362,268円

② 技能労務職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
行田市	60.0歳	310,100円	330,296円
埼玉県	54.2歳	316,323円	351,420円
国	51.3歳	294,567円	337,907円
類似団体	51.8歳	305,103円	320,403円

※一般行政職とは、税務職、医療技術職、看護・保健職、福祉職、消防職、企業職、技能労務職、教育職のいずれの職種にも属さない全ての職員をいいます。
※平均給与月額は平均給料月額に扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当の毎月決まって支給される各手当の総支給額を各職種区分の職員数で割った額を加えたものであり、国家公務員と同じベースで再計算したものです。

▶問い合わせ　人事課人事給与担当（内線208）